

令和3年度より『施工管理技術検定』が改正されました

建設業法の2019(R1)年6月の改正、2021(R3)年4月1日施行により変更となっております。

新たな称号「技士補」

施工管理技術検定制度の見直しにより、これまでの技術検定では、学科試験では知識、実地試験では応用能力を有するかを判定していたが、改正により『第一次検定』と『第二次検定』に再編成を行い、第一次検定の合格者を「技士補」、第一次検定と第二次検定の合格者にこれまでと同様の「技士」の称号を付与することとなった。



試験判定内容の変更

これまで学科試験では『知識』、実地試験では『応用能力』と区分されていたが、改正後は、第一次検定では、『基礎となる知識及び能力』、第二次検定では『実務経験に基づいた技術上の管理・指導監督に関わる知識及び能力』を有するかを判定することとなる。1級を例にとれば、これまで実地試験で実施していた一部の応用能力試験を第一次検定で実施する。

一次検定合格が無期限有効に

これまで1級・2級ともに学科試験合格後、実地試験が期限内に2回不合格だった場合、再度学科試験から受検する必要があったが、改正後は、第一次検定を合格し「技士補」を取得すれば、回数や期限の制限なく第二次検定を受検することができるようになり、「技士」の資格取得機会の拡大となった。

2020 (R2) 年度以前の技術検定の学科試験に合格し学科試験免除を受けている場合は、免除回数・期間の制限は維持されるものの、第二次検定から受検することが可能。

2級から1級へのステップが迅速化

これまで2級に合格してから1級を受検するまでに実務経験の期間として5年間（所定の実務経験を積んだ場合は3年間）が必要（受検資格）であったが、改正後は、2級の第二次検定合格後、翌年度に1級の第一次検定を受検することが可能となった。これにより、早期に1級の「技士補」を取得することが可能になった。なお、1級の第二次検定の受検には、2級の第二次検定合格後、これまで相当の実務経験が必要である。



1級「技士補」の新たな役割

また、1級の第一次検定合格者「技士補」では、主任技術者資格を有する場合（＝2級施工管理技士）は『監理技術者補佐』となることができる。これにより、これまでには3,500万円（建築工事一式の場合は7,000万円）以上の工事について『監理技術者（1級施工管理技士）』を工事毎に専任する必要があったが、『監理技術者補佐』を専任で置いた場合、『監理技術者』は2つの工事まで兼務が可能となった。

一方、2級の「技士補」については、今のところ工事現場の技術者としての明確な役割は設けていない。

改正後 1級「技士補」の新たな役割について

建設工事の請負代金の額が3,500万円（建築工事一式にあっては7,000万円）以上である場合について
監理技術者の職務を補佐する者（政令では1級の技士補も該当）を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めてこととする。（当面の間は2現場）

